

令和5年度第2回選挙管理委員会会議 次第

日時 令和5年9月1日（金）
午前9時から
場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室

1 挨拶

2 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

議案第2号 在外選挙人名簿から抹消することについて

議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第4号 袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する規程の一部を改正する告示の制定について

議案第5号 登録の移替えの延期を定めることについて

日程第3 その他

3 その他

議案第 1 号

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに

選挙人名簿登録者数の確定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項及び第 28 条の規定による選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数を次のとおり確定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数

別紙のとおり

議案第 2 号

在外選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 第 1 号（及び第 3 号）により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

記

抹消年月日	最終住所又は本籍	氏 名	生年月日	備考
省略				

議案第 3 号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

登録 年月日	最終住所 又は本籍	経由領事館 の名称	氏名	生年月日	備考
省略					

議案第 4 号

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する規程の一部を改正する告示について

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
規程の一部を改正する告示を別紙のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

提案理由

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規
程の一部を改正する告示について、令和 5 年 11 月 12 日執行予定の袖ヶ浦市長選
挙及び袖ヶ浦市議会議員補欠選挙に伴い、所要の整理を行おうとするものである。

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月1日

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

袖ヶ浦市選挙管理委員会告示第22号

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する規程の一部を改正する告示

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
規程（平成6年選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

様式第7号備考第4項中「7,560円」を「7,700円」に改める。

様式第13号備考第4項第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案第 5 号

登録の移替えの延期を定めることについて

令和 5 年 1 1 月 1 2 日執行予定の袖ヶ浦市長及び市議会議員補欠選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 7 条ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

記

登録の移替えを延期する期間

令和 5 年 1 0 月 1 2 日から令和 5 年 1 1 月 1 2 日まで